

別添1(第10関係)

入 札 公 告

下記のとおり建設工事に係る条件付一般競争入札を実施するので、企業局会計規程(平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号。以下「会計規程」という。)第109条の規定により公告する。

令和8年6月3日

宮崎県企業局長 松浦 直康

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| (1) 工 事 名 | 古賀根橋ダム1号放流ゲート水密ゴム取替工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 東諸県郡綾町大字北俣 |
| (3) 工 期 | 契約締結日から令和9年3月19日まで |
| (4) 工 事 概 要 | 1号放流ゲート水密ゴム取替 N=1式 |
| (5) 予 定 価 格 | 落札者決定後公表 |
| (予定価格に110分の100を乗じて得た価格) | (落札者決定後公表) |
| (6) 適 用 制 度 | 最低制限価格制度 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく令和8・9年度の下記の建設工事の種類における等級区分に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設工事の種類	鋼構造物工事	等級区分	—
事業所の所在地に関する事項	九州内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。		
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績があること。 ア 平成23年度以降に完成した国、都道府県、市町村、民間事業者(注1)発注工事であること。 イ 主たる工事内容が次のいずれかの工事であること。 ・ダム用水門扉工事(注2)であること。 ・ダム用水門扉(扉体面積10㎡以上)水密ゴム取替工事(注3)であること。 ・河川用水門扉(扉体面積10㎡以上)工事(注4)であること。 ウ 施工場所が日本国内であること。		
会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。		
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者(注5)として専任で配置(製作と据付で異なる技術者の配置可)することができること。ただし、次のいずれかに該当する場合は専任を要しない。 ・製作のみの配置技術者の場合 ・主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合(注6) ・請負代金の額が4,500万円未満となる場合 ア 次のいずれかに該当する者であること。 ・一級土木施工管理技士の資格を有する者 ・二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 ・鋼構造物工事業に關して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」(施工場所に関する要件を除く。)を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等として据付の経験(注7)を有する者であること。なお、製作と据付が異なる技術者である場合は、製作における技術者にあつては経験を求めない。 エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。		
その他の事項	企業局条件付一般競争入札公告共通事項書(建設工事)2に示す事項		

注1 「民間事業者」とは、独立行政法人水資源機構、発電事業者(電気事業法第二十七条の二十七の届出をしたもの)をいう。

注2 「ダム用水門扉工事」とは、堤高H=15m以上のダム本体に係る鋼製の放流・取水設備(バルブ形式を除く)の扉体部の製作及び据付工事とし、管理橋、階段、手摺り、電気・機械等の付属設備工事を除くものである。

注3 「ダム用水門扉(扉体面積10㎡以上)の水密ゴム取替工事」とは、堤高H=15m以上のダム本体に係る扉体面積10㎡以上の鋼製の放流設備(非常用洪水吐設備、常用洪水吐設備(主・副ゲート))の水密ゴム取替工事とする。

注4 「河川用水門扉(扉体面積10㎡以上)工事」とは、河川における扉体面積10㎡以上の鋼製の水門の扉体部の製作及び据付工事とし、管理橋、階段、手摺り、電気・機械等の付属設備工事を除くものである。

注5 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

注6 監理技術者制度運用マニュアル及び宮崎県公共事業情報サービス(「R6. 12. 25 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例1号)の取扱いについて」及び「R6. 12. 25改正 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例2号)の取扱いについて」)をご確認ください。

注7 「監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等として据付の経験」とは、据付において半分を超える期間従事した経験とする。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。(宮崎県公共事業情報サービス:https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html)

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- 観 覧 場 所 : 企業局施設保全課(宮崎市旭1丁目2番2号)
- 観 覧 期 間 : 令和8年6月3日から令和8年6月18日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧 及び貸出	令和 8年 6月 3日から 令和 8年 6月18日まで	宮崎県公共事業情報サービス(※1)で閲覧・ダウンロード可 宮崎県企業局施設保全課で閲覧・貸出(※2)
質問の受付	令和 8年 6月 3日から 令和 8年 6月15日 17:00まで	宮崎県企業局施設保全課へ宮崎県電子申請システムで行うこと。 入札書受付開始日の前日の正午までに回答がない場合は、同日午後3時までに、 必ず、電話にて確認をしてください。 (宮崎県企業局施設保全課入札質問受付フォーム) https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys-alias/nyusatu-shisetsu
回答の閲覧	令和 8年 6月 3日から 令和 8年 6月18日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
入札書 受付期間	令和 8年 6月17日 7:00から 令和 8年 6月18日 14:05まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の添付がない 入札は無効となります。
開札日時	令和 8年 6月18日 14:15	企業局4階会議室
入札結果の 公表(※3)	令和 8年 6月25日から 令和10年 3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示 企業局総務課で閲覧

(※1) 宮崎県公共事業情報サービスアドレス

(<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html>)

(※2) 発注機関における閲覧・貸出は、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する休日を
除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(※3) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査
の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 その他の事項

企業局条件付一般競争入札公告共通事項書(建設工事)に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加し、その者が落札候補者となった場合は、当該複数の
の者のした入札は入札参加資格確認時等において無効とする。(一定の資本関係又は人的関係の詳細については、企業局
条件付一般競争入札公告共通事項書(建設工事)を参照のこと。)

落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事
象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、発注機関に対して、その旨を当該事象の状
況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。